

問9 分割出願での発明者の減少・氏名の変更（特・実・意）

分割出願する際、発明者が原出願の発明者と相違（発明者の減少又は氏名の変更）するときは、どうしたらよろしいでしょうか。

答： 分割出願の発明者は原出願と同一を原則としますが、婚姻等による氏名の変更や発明内容の分割により発明者も分離するような場合は、上申書又は分割出願の願書の【その他】の欄に変更されている理由を記載してください。